

鳥栖市告示第43号

令和8年7月21日

鳥栖市長 向門 慶人

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、次のとおり指定納付受託者の所在地変更の届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

- 1 指定納付受託者として指定した者の名称及び変更後の所在地
株式会社トラストバンク
（東京都港区北青山二丁目14番4号）
- 2 指定した者が取り扱う歳入の種類
ふるさと「とす」応援寄附金
- 3 変更した日
令和8年7月21日